

仕様書

1. 業務名

令和7年度ながさき「しま」¹のビジネスチャレンジ²開催業務委託

2. 業務の背景

長崎県には、無人島を含めると約1,500の島々があり、そのうち51島の「しま」で、約11万人が生活を営んでいる「しま」は、県の人口の約9%、全国の離島振興対策実施地域における人口の約33%を占めており、全国一の離島県である。「しまの振興なくして長崎県の発展なし」との考えのもと、離島地域の振興を県政の最重要課題のひとつに位置付けている。

このうち、市町の区域が全部離島である5市町（五島市、壱岐市、対馬市、小値賀町、新上五島町）の人口は、令和2年国勢調査によると、約10万7千人、高齢化率は約40%で、さらに国立社会保障・人口問題研究所によると令和27年（2045年）の将来推計人口は、約55千人と現在の6割程度まで減少し、高齢化率は45%を超えるという非常に厳しい予測が示されている。

今後の人口推移の予測も踏まえると、地域社会の維持に向けては厳しい状況が続いており、人材不足により、産業の担い手不足や医療・福祉、買い物、教育等生活サービスの維持について社会維持の困難さが増しつつあるという課題に直面している。

そのため本県では、長崎県総合計画（令和3年3月策定）や長崎県離島振興計画（令和5年4月策定）に基づき、国の各種支援制度（離島活性化交付金、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等）を活用して、関係市町等と連携しながら、離島地域の振興に取り組んでいるが、高校卒業者等の若年層の島外転出、主要産業である第1次産業における担い手不足等の課題の解決には至っておらず、依然として若年層の島外流出をはじめとした人口減少に歯止めがかからない状況が続いている。

「しま」における雇用創出に向けては、有人国境離島法³に基づく手厚い支援制度である雇用機会拡充事業などを活用しているところであるが、同事業が創設された平成29年度には340人の雇用の場が創出されたが、令和5年度には140人に減少するなど、採択件数、雇用創出数が減少傾向にある。

「しま」の人口減少に歯止めをかけるためには、特に島外事業者等に対し、しまの魅力と手厚い支援制度⁴の認知度向上を図り、「しま」におけるビジネスチャレンジを促進する必要があることから、令和5年度からこの業務を実施している。

1 「しま」… 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域のうち、長崎県内の離島（別添1のとおり）

2 ビジネスチャレンジ… 起業・創業、事業拡大、事業承継

3 有人国境離島法… 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法

4 支援制度… 有人国境離島法に基づく支援制度（雇用機会拡充事業等）及び公的団体が行う事業者支援制度（商工会議所・商工会における相談対応、よろず支援拠点及びスタートアップ支援施設による創業支援等）

3. 業務の目的

「しま」を対象地域としたビジネスコンテストの開催を通じて、「しま」のビジネスの場としての魅力や、国の支援制度の認知度向上を図ること（以下「しまチャレ 2025」という。）で、「しま」でのビジネスチャレンジをはじめ、地域おこし協力隊への就任、移住を促進することを目的として、本業務を実施する。

4. 予算額

13,756,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5. 業務期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

6. 業務内容

しまチャレ 2025 にかかる以下(1)から(3)までの業務

※しまチャレ 2025 の方向性及び概要（案）は、別添 2 のとおり。

(1) 企画に関する業務

ア しまチャレ 2025 の企画（募集要項、審査要項の作成等）

イ しまチャレ 2025 の WEB 説明会

※オンラインで1回以上開催すること。

※当日の様子については、県 YouTube チャンネルにてアーカイブ配信すること。

(2) 事務局運営に関する業務

ア 問い合わせ・応募者への対応（応募受付、受付後の処理、応募者との連絡調整、審査終了後の相談対応等）

イ 参加登録

ウ 1次審査・2次審査（審査員の選定・依頼、審査結果の取りまとめ、通過者の選定及び1次審査通過者への連絡・調整を含む。）

エ 最終審査（2次審査通過者への連絡・調整、最終審査会の会場設営、当日の進行・オンライン配信、審査結果の集計並びに審査員の選定、依頼及び日程調整等を含む。）

オ 協賛企業等への協力依頼

カ Facebook グループ「ながさき『しま』のビジネスチャレンジ」の運用

キ WEB 説明会（オンライン配信環境の整備、登壇者の選定・日程調整・依頼、謝金及び旅費等の支払いを含む。）

ク 上記ア～キに附随する業務（賞金、審査員などへの謝金・旅費の支払い等）

(3) 周知等に関する業務

公式 WEB サイト、SNS（Facebook グループ含む）の更新

※県が保有する WEB サイト及び SNS アカウントを継続して活用するものとする。なお、サーバー等は県が管理しており、CMS、SNS アカウントの ID・パスワードについては、契約締結後連絡する。

WEB サイト: <https://nagasaki-shimachalle.jp/>

Facebook: <https://www.facebook.com/shimachalle.nakgasaki/>

Instagram: <https://www.instagram.com/shimachalle.nakgasaki/>

※WEB サイトの更新については、コンテストに関する事項に加え、コンテンツの時点更新作業を含む。

- (4) 参加登録者の確保に向けた業務
各種メディア等での周知等参加登録者の確保に向けた取組

7. 実施体制

本事業の進捗を管理する責任者を1名配置し、事業の管理・運営の取りまとめを行うこと。

ただし、専任である必要はない。

8. 業務の報告

事業の実施及びその他事業に関連する事項にあたっては、事前に県の担当者と協議し、県担当者に実施状況等報告を求められた場合には、速やかに報告すること。

9. 業務完了報告

- (1) 業務完了後速やかに、以下の成果物を作成し提出すること

①業務完了報告書

②当該業務の実施にあたり受託先自らが作成した文書及び撮影した写真及び動画のデータ

- (2) 納品場所

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁4階
長崎県 地域振興部 地域づくり推進課 離島振興班

10. 留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、関係法令を順守し、県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、業務完了年度から起算して5年間保管すること。また、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、県からの求めに応じること。
- (3) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (4) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (5) 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

11. その他特記事項

- (1) 受託者は、本業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により県の承諾を得たときは、この限りでない。
- (3) 受託者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。
- (4) 受託者は、県又は県が指定する第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 県は、この業務の実施について、随時に指導及び監督を行うことができる。
- (6) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定する。

別添1

離島振興法指定地域一覧（有人島）

指定地域名	市町名	島名	備考
対馬島 (1市)	対馬市	対馬島、 ^{うにじま} 海栗島、 ^{とまりじま} 泊島、赤島、沖ノ島、島山島	
壱岐島 (1市)	壱岐市	壱岐島、若宮島、 ^{はるしま} 原島、長島、大島	
五島列島 (1市1町)	南松浦郡新上五島町	^{なかとおりじま} 中通島、 ^{かしらがしま} 頭ヶ島、 ^{桐ノ小島} 、 ^{若松島} 、 ^{ひのしま} 日島、 ^{りょうぜがうらしま} 有福島、 ^{漁生浦島}	
	五島市	奈留島、前島、久賀島、 ^{わらびこじま} 蕨小島、 ^{かぼしま} 椛島、福江島、赤島、黄島、黒島、島山島、嵯峨島	
平戸諸島 (3市1町)	松浦市	黒島、青島、飛島	一部
	平戸市	大島、度島、高島	一部
	北松浦郡小値賀町	^{むしま} 六島、 ^{のうしま} 野崎島、納島、小値賀島、黒島、大島、 ^{まだらじま} 斑島	
	佐世保市	宇久島、寺島、高島、黒島	一部
^{かきのうらおおしま} 壱浦大島 (1市)	西海市	^{えのしま} 江島、 ^{ひらしま} 平島	一部
松島 (2市)		松島	一部
高島 (1市)		池島	
		長崎市	高島

※備考欄に「一部」とある市は、市域の一部が離島振興対策実施地域となっている市であり、「一部離島」と称する。

別添2

しまチャレ 2025 の方向性及び概要（案）

過年度の開催実績を踏まえ、しまチャレ 2025 の方向性及び概要（案）は以下のとおりとする。

1. しまチャレ 2025 の方向性

- 令和6年度を上回る応募者を確保する。
- 令和6年度は、小規模離島（長崎市・佐世保市・平戸市・松浦市・西海市・小値賀町）での応募件数が少なかったことを踏まえ、これら地域の「しま」の認知度向上を図るよう努める。
- 最終審査会までの過程に創意工夫をこらし、応募者のビジネスアイデアの「しま」での実現可能性を高める。
- 参加登録者に対して、県内離島地域の概要や魅力、移住相談会などのイベント情報、長崎県内でのビジネスに関する支援機関やセミナー、雇用機会拡充事業などの各種支援制度等について周知するなど、既存施策との連携を図ることで、「しま」でのビジネスチャレンジや移住等につなげる。
※昨年度実績等については、別添資料を参照。

2. しまチャレ 2025 概要（案）

業務の背景、目的及び上記「1. しまチャレ 2025 の方向性」を踏まえたうえで、以下記載内容を変更したほうが効果の高いと判断した場合は、積極的にその修正提案や追加提案を行うこと。

(1) 募集するアイデア

- 「しま」を舞台にしたビジネスアイデア
- ※法令や公序良俗に反するものは不可

(2) 募集対象者

- 「しま」でのビジネスや、「しま」への移住に興味・関心がある者
- ※居住地、職業等（学生等）不問
- ※グループ等での参加可
- ※他のコンテスト等で受賞している者も可

(3) 部門

- 一般部門、18歳以下部門
- ※上記部門以外の部門設定も提案可

(4) 審査項目

- ビジネスアイデアを「しま」で実現させる熱い思いがあるか。（意欲）

- 「しま」のビジネスの場としての魅力や、「しま」であることによるビジネスチャレンジの困難さなどを理解しているか。(地域性)
- ビジネスアイデアがビジネスとして成り立つか。(事業性)
- ビジネスアイデアが「しま」で実現可能なものであるか。(実現可能性)

(5) 表彰

優れた成績を修めた発表者に対し、表彰を行い、副賞(賞金を含む。)を授与すること。賞状用紙については、県支給品を用いることとし、筆耕(印刷等を含む。)については、委託費に含める。

副賞については、委託費に総額40万円まで含めることができる。

受託者において本事業に賛同する協賛企業等を募り、特別賞を設けることも可能とする。

(6) スケジュール

本業務のスケジュールは以下のとおり想定しているが、実際には県と協議の上決定する。

時期	内容	備考
5月	契約	
6月～9月上旬	参加登録	
7月～9月上旬	ビジネスアイデア募集	
9月下旬	1次審査	
12月	2次審査	
1月	最終審査	

(参考) 雇用機会拡充事業(令和8年度第1回)の公募期間は、令和7年11月上旬～12月下旬

※一部市町(佐世保市・小値賀町)では、令和7年8月～10月に公募

(7) 審査及び審査員

① 1次審査

- ・趣旨 : 応募者の意欲、アイデアの地域性を重点的に評価し、1次審査通過者を選定する。
- ・審査方法 : 書面
- ・目標通過者数 : 20組以上
- ・審査員 : 経営指導等の実務経験を有する者を含む複数名とし、県と協議の上決定する。
- ・その他事項 : 事務局において、応募要件を満たすか確認を行い、要件を満たさないものは審査の対象としないこととする。

② 2次審査

- ・趣旨 : 応募者の意欲、アイデアの実現可能性を重点的に評価し、2次審査通過者を選定する。
- ・審査方法 : 書面

- ・目標通過者数：10～15組程度
- ・審査員：経営指導等の実務経験を有する者を含む複数名とし、県と協議の上決定する。

③ 最終審査

- ・審査方法：公開プレゼンテーション
- ・開催場所：長崎県庁1階エントランスホール
※借用可能な備品については、参考資料のとおり。
- ・審査員：学識経験者、企業経営者、専門家等の5名程度とし、県と協議の上決定する。
- ・その他：オンライン配信すること

(8) その他

- 募集にあたっては、事前の参加登録を必須とすること。
- 参加登録者に対して、県内離島地域の概要や魅力、移住相談会などのイベント情報、長崎県内でのビジネスに関する支援機関やセミナー、雇用機会拡充事業などの各種支援制度等について周知すること。なお、手法は問わない。